

令和 4 年度

# 事業計画書

自 令和 4 年 4 月 1 日  
至 令和 5 年 3 月 3 1 日

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター

## はじめに

日本のみならず全世界を震撼させている新型コロナウイルス感染症の影響は計り知れないものがあり、更に新たな変異株の出現により長期化することも懸念されていることから、国民生活も「新しい日常」として価値観が変わった社会生活が進むものと思われる。貸切バス事業においても大変厳しい経営環境の中で、事業を持続的に展開するためには社会の変化に対応した取組みが求められている。当センターとしてもこの様な環境変化に考慮して、効率的で実効性があり、かつ公益財団法人に相応しい事業体制の確立を目指す。

また、当センターの業務の柱である巡回指導を安定的に実施し、「安全・安心な貸切バスの運行の実現」に向け適正化機関としての責務を果たし、適切で効率的な巡回指導を推進していく。

### I 令和3年度事業計画の実績

- 1 巡回指導については指導員の体制整備も整っているところであるが、令和3年度も緊急事態宣言等の発出が重なったため当初の計画を大きく変更して実施することとなった。年度末までには概ね計画どおりの実施が見込まれる。
- 2 負担金については、令和3年度も分割納付、支払時期の繰り延べ等の措置を取っているため、令和4年2月末現在で対象全事業者の約86%の納付割合となっていることから、再請求等を進め、これに応じなかった事業者に対しては速やかに行政に報告する。
- 3 旅客からの苦情・要望等は寄せられていない。
- 4 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を営営する行為の防止を図るための啓発活動については、引き続き車内に設置するエチケット袋に啓発メッセージを印字したものを貸切バス事業者に配布した。
- 5 貸切バス事業者の安全意識を高めるため、事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督について事業者（茨城県、栃木県、群馬県、山梨県）を対象に講習会を7回実施予定。また、適正化事業指導員向けには外部講師を招いての研修会を1回実施予定である。

### II これからの事業環境について

今後も新型コロナウイルス感染症の蔓延に限らず、不測の事態が発生することもあり得ることから、常に適切な対応がとれるよう体制整備をしておくことが必要となる。そのため、令和3年度より新たに導入した常務理事体制の下で効率的な運営体制を柔軟に推進していく。

巡回指導については、5年経過したことにより事業者と指導員の間で信頼関係が構築されつつあり、さらに事業者に法令遵守の風土が醸成され、安全意識の向上が形成されるようきめ細やかな指導を推進する。

### Ⅲ 令和4年度事業計画基本方針及び個別方針

以上の環境認識を踏まえ、令和4年度は次のように展開する。

#### 1 巡回指導業務

- (1) すべての営業所に対して原則年1回の巡回指導を実施する。
- (2) 指導員の研修機会を増加し、資質の維持向上をさせる。

#### 2 負担金取扱業務

- (1) 令和4年度も分割による納付、納付期限の猶予等柔軟に対応する。
- (2) 負担金の大幅な増大を抑制するため役員報酬及び人件費の減額等コスト削減を図る。

#### 3 苦情処理業務

旅客からの苦情・要望受付の適切な対応と適正に処理する。

#### 4 公益法人としての体制整備

- (1) 令和3年度に導入した常務理事体制を維持し組織体制の整備を進める。
- (2) 職員研修の実施。
- (3) 貸切バス事業者の管理者向け講習会の実施。

#### 5 啓発活動及び広報活動

- (1) 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動。
- (2) 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動。
- (3) 貸切バス事業者の事業の適正化を促進するための啓発活動。

この方針のもと、以下のとおり事業を展開する。

#### 1 巡回指導業務

- (1) 巡回指導業務については、新型コロナウイルス感染症の影響を観ながら原則、営業所ごとに毎年1回実施する。なお、適正化事業の実施にあたっては、関東運輸局及び地方バス協会との連携を図る。

本年度の巡回指導実施計画数は、次表のとおりとする。

巡回指導実施計画数（令和４年度）

| 区分<br>月 | 実施<br>営業所数<br>(カ所) | 内 訳           |                    | 実施地区    |
|---------|--------------------|---------------|--------------------|---------|
|         |                    | センター分<br>(カ所) | 地方バス協会<br>委託分 (カ所) |         |
| ４月      | １２８                | ５０            | ７８                 | 関東運輸局管内 |
| ５月      | １２０                | ５０            | ７０                 | 関東運輸局管内 |
| ６月      | １２５                | ５０            | ７５                 | 関東運輸局管内 |
| ７月      | １２６                | ５０            | ７６                 | 関東運輸局管内 |
| ８月      | １１５                | ５０            | ６５                 | 関東運輸局管内 |
| ９月      | １２５                | ５０            | ７５                 | 関東運輸局管内 |
| １０月     | １３３                | ５０            | ８３                 | 関東運輸局管内 |
| １１月     | １２８                | ５０            | ７８                 | 関東運輸局管内 |
| １２月     | １２５                | ５０            | ７５                 | 関東運輸局管内 |
| １月      | １１１                | ５０            | ６１                 | 関東運輸局管内 |
| ２月      | １０５                | ３８            | ６７                 | 関東運輸局管内 |
| ３月      | ５６                 | ０             | ５６                 | 関東運輸局管内 |
| 計       | １,３９７              | ５３８           | ８５９                |         |

(2) 指導員を各種講演会、セミナー、研修等に参加させる等、職務の執行にかかる資質の維持、向上を図る。

(3) センターが実施する巡回指導業務の一部及びこれに付帯する業務について、以下に掲げる団体へ委託する。

- ・一般社団法人東京バス協会
- ・一般社団法人神奈川県バス協会
- ・一般社団法人千葉県バス協会
- ・一般社団法人埼玉県バス協会
- ・一般社団法人茨城県バス協会
- ・一般社団法人群馬県バス協会
- ・一般社団法人栃木県バス協会
- ・一般社団法人山梨県バス協会

(4) 地方バス協会との連携

地方バス協会より指導員不足等のため当センター指導員の派遣要請があれば、指導員が出向き地方バス協会が行う巡回指導を円滑に実施するなど協力関係を構築する。

(5) IT 機器（タブレット、モバイルプリンター、モバイルスキャナー）を活用した効率的な巡回指導を実施する。

## 2 負担金取扱業務

引き続きコンパクトで効率的な運営を図ることで、大幅な負担金水準の増加を極力減じるための努力を続ける。

### 3 苦情処理体制の整備

旅客から寄せられる苦情・要望等の受付業務については、電話及びインターネットで受付し、受付内容は、事業者及び関係団体に通知して改善を求めるなど適正な処理を行う。

### 4 公益法人としての体制整備

- (1) 令和3年度に導入した常務理事体制を維持し組織体制の整備を進める。
- (2) 職員を適宜研修等に参加させ資質の向上を図る。
- (3) 貸切バス事業者の管理者向け指導監督講習会（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）を開催し、貸切バス運転者に対する指導監督を充実させる。

### 5 啓発活動及び広報活動

- (1) 貸切バス事業者以外の者による貸切バス事業を経営する行為の防止を図るための啓発活動については、センターのホームページを活用するほか、適宜関係機関等と連携を図りながら、機会を捉えて行う。
- (2) 関係法令等の周知を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、妨害運転、過労運転、速度超過等を防止するため、関係機関等と連携を図りながら啓発活動を行い、コンプライアンス体制の確立を図る。
- (3) 安全な貸切バスの選定や利用する際のポイントを示した国土交通省の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」をセンターホームページに掲載して、その活用について広く周知を図る。
- (4) 事業者が自律的に安全意識を高めていくため、管理者向け講習会等を通じて自助努力を促す機会を設ける。

### 6 個別課題の検討

- (1) センター、地方バス協会（バス協会同士含む）の指導の差異の有無を再確認し、調整を図っていく。
- (2) 当センターは発足から6年目を迎え、道路運送法に基づき、適正かつ効率的な運営を図り、適正化事業を的確に実施するという実施方針に立ち返り、そこから見えてくる課題を個別に検証しながらセンターの地位向上を目指していく。